

第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（産業別）最低賃金
第 2 回 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
専門部会議事要旨

1 日 時 令和 6 年 10 月 8 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員

（労働者代表委員） 宇土委員、黒木委員、馬場委員

（使用者代表委員） 岩永委員、小島委員、田尻委員

【事務局】吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（ 1 ）金額提示（金額審議を含む）

（ 2 ）その他

5 議事要旨

（ 1 ）金額提示（金額審議を含む）

第 3 回目金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

第 2 回目の金額提示と同じ理由で同額を提示。

【使用者代表委員の金額の根拠】

第 2 回目の金額提示と同じ理由で同額を提示。

【提示した金額の乖離額】

26 円

公労使協議及び個別協議が行われ、第 4 回目金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

2021 年から 2023 年までに失われた優位性の差額、これを 2 年かけて再度 2021 年当時と同等の優位性の確保を目指す。

【使用者代表委員の金額の根拠】

連合熊本による春季生活闘争の賃金引上げ率の平均値を用いた額、これから同じ影響率に留まる最も高い額。

【提示した金額の乖離額】

14 円

公労使協議、公労協議、公使協議が行われたが、労使の提示金額が一致しないことから、公益側から金額提案が行われた。

【公益代表委員の提案内容】

労働者側に対して熊本県最低賃金との額としての優位性を維持しつつ、使用者側の2極化やここ数年の高い賃上げによる中小・零細企業の経営への影響、これら双方を勘案して、昨年の熊本県最低賃金プラス67円と同額の、本年の熊本県最低賃金952円プラス67円の引上げ額を提案。（現行の当該産業の特定最低賃金プラス54円）

公益側が提案する額に労使双方承諾し、引上げ額54円、当該産業特定最低賃金額1,019円として全会一致で結審した。

（2） その他

全会一致で結審したことから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会長から労働局長に対する答申文が作成された。